

ながくさ 大府長草工業地区計画

地区計画の目標

本地区は、大府市の南西部に位置し、既に工業地と利用されている地区及び既存工業地の拡大のため開発された地区です。本地区計画を定めることにより、優良な工業団地としての基盤整備を維持・保全するとともに、周辺環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標としています。

土地利用の方針

本地区を2地区に区分し、周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮し、製造業をはじめとする企業の工業地区として適正な土地利用を図ります。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位置	大府市長草町山口、道仙、大府町ウド及び森岡町上荒田の各一部	
面積	約 33.0 ha	
用途地域、建蔽率/容積率	(工業地域、60/200)	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 2 事務所その他これに類するもの 3 診療所、保育所 4 倉庫 5 自動車車庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供する施設 7 公益上必要な建築物で令第130条の5の4で定めるもの 8 工場 9 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡

※ 上記の表の（ ）は用途地域による制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	
			区分の面積	約 26.1ha	約 6.9ha	
		壁面の位置の制限				<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、4.0m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 地区計画で定める緑地のうち、公共緑地に面している部分</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が12m以下である建築物又は建築物の部分</p> <p>(3) 守衛室及び自転車置場その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分のうち、軒の高さが3m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以内であるもの</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限				<p>建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。</p> <p>原則として事務所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。</p>

問い合わせ先

○地区計画の届出に関する相談・提出先

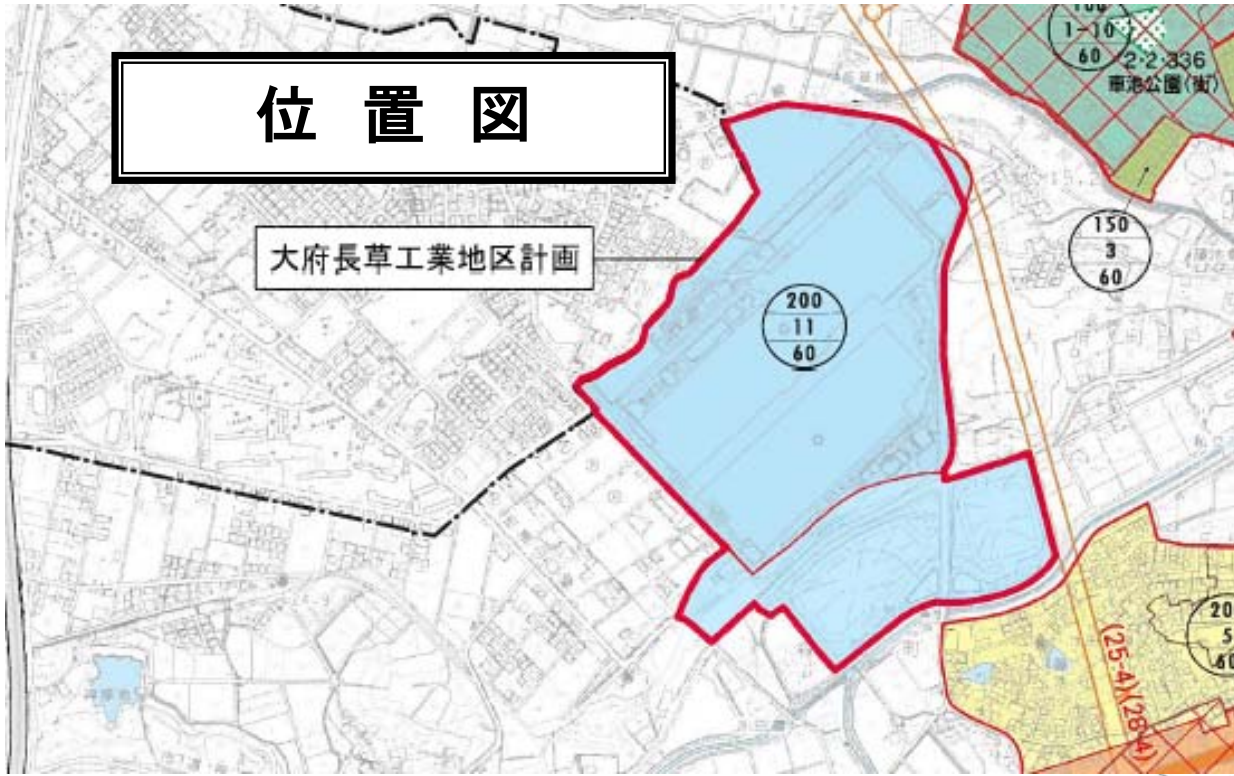
大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

位置図

大府長草工業地区計画



計画図

